

九州地域放射線技師会規約

平成 18 年 1 月 21 日制定
平成 19 年 3 月 10 日改訂
平成 20 年 3 月 08 日改訂
平成 25 年 2 月 16 日改訂
平成 28 年 2 月 13 日改訂
平成 28 年 9 月 03 日改訂

第一章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は九州地域放射線技師会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は会長が指定するところに置く。

(目 的)

第 3 条 本会は九州地域の各県技師会の団体会員の職業倫理を高揚するとともに、診療放射線技術の向上発展および会員相互の親睦をはかり、もって国民保健の維持発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は第 3 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員の職業倫理を高揚するための事業
- (2) 放射線技術の向上に関する学術研究の推進と助成
- (3) 会員の福利に関する事業
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第二章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員：診療放射線技師または診療エックス線技師の免許を有する者であって、九州の各県放射線技師会員かつ公益社団法人日本診療放射線技師会員とする。
 - (2) 学生会員：この法人の目的に賛同して入会した就学中の学生とする。
2. 会員は、本会が行う事業に参加することが出来る。

(会 費)

第 6 条 会費は各県(診療)放射線技師会会長が、所属会員数に応じ一括して納入するものとする。

2. 既納会費は如何なる場合も返還しない。

(資格喪失)

第 7 条 会員は次の各号に該当するとき、その資格を喪失する。

- (1) 各県技師会を退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 各県技師会を除名されたとき

第三章 役 員

(役員の構成)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副会長 1 名
 - (3) 監 事 2 名
 - (4) 理 事 13 名 (うち会長1名、副会長1名、理事6名、常務理事5名)
2. 前項第4号の理事は、本会選出本部理事を含む。

(役員の選出)

第9条 会長は、九州各県会長の中から選出する。

- 2. 副会長および常務理事は、会長の指名による。
- 3. 理事は、各県技師会長および会長の指名した者とする。
- 4. 理事の定数は、各県1名とする。ただし、常務理事にあつてはこの限りでない。
- 5. 本会選出本部理事は、公益社団法人日本診療放射線技師会会員であつて、九州の各県技師会に所属する会員とする。
- 6. 監事は正会員の中から理事会で選出する。
- 7. 監事は他の役職を兼ねることができない。

(役員の職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故が生じた場合は、その職務を代行する。
- 3. 理事は、会長および副会長を補佐し、会務を執行する。
- 4. 理事は本会理事会を構成し、会務の執行にあたる。
- 5. 監事は理事会に出席し、会務および財務の監査にあたる。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は1年とし、本会選出本部理事は2年とする。ただし 再任は妨げない。

(役員の報酬)

第12条 本会の役員は無報酬とする。ただし会務のために要した費用は支給することができる。

(顧 問)

第13条 本会に顧問をおく。

- 2. 顧問は、本会の重要な会務について諮問にこたえるものとする。
- 3. 顧問は、公益社団法人日本診療放射線技師会会長とする。

第四章 会 議

(会 議)

第14条 本会の会議は理事会および常務理事会とする。

(理事会)

第15条 理事会は会長が招集する。

- 2. 理事会の招集は、あらかじめその目的である事項、日時および場所を通知しなければならない。
- 3. 理事会の議長は、会長が務める。
- 4. 理事会は理事の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席理事の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長が決める。
- 5. 理事はあらかじめ示された事項につき書面をもって意思を表示した者は出席とみなす。

6. 理事が出席出来ない時は、理事会の構成員を代理人として委任することができる。

(理事会に付議する事項)

第16条 理事会は、次の事項を審議し、執行する。

- (1) 事業および会計についての事項
- (2) 本会運営に必要な事項
- (3) その他、理事会において必要と認めた事項

(常務理事会)

第17条 常務理事会は会長が招集する。

2. 常務理事会は、会長、副会長および常務理事をもって構成する。
3. 常務理事会はあらかじめ示された事項につき書面をもって意思を表示した者は出席とみなす。

(常務理事会に付議する事項)

第18条 常務理事会は、次の事項を審議し、執行する。

- (1) 理事会の招集及びこれに提案すべき事項

第五章 資産および会計

(資産の構成)

第19条 本会の経費は次のものをもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 公益社団法人日本診療放射線技師会からの助成金
- (3) 賛助金
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

第六章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第21条 この規約は理事会において4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解 散)

第22条 公益社団法人日本診療放射線技師会が解散したとき、または本会規約第3の変更により本会を改廃したときは、同時に本会も解散するものとする。

(残余財産の処分)

第23条 本会を解散したときの残余財産は、理事会の決議を経て処分するものとする。

附 則

- 1 この規約は平成18年1月21日より施行する。
- 2 この規約は平成19年3月10日より施行する。
- 3 この規約は平成20年3月08日より施行する。
- 4 この規約は平成25年2月16日より施行する。
- 5 この規約は平成28年2月13日より施行する。
- 6 この規約は平成28年9月03日より施行する。